

# 令和4年度 熊本県立済々黌高等学校 運動部活動に係る活動方針

## 1 本黌の運動部活動

男子：陸上競技 水泳（競泳・水球） 野球 ハンドボール バasketボール  
バレーボール サッカー バドミントン ソフトテニス 卓球 ラグビー  
剣道 弓道 空手道 漕艇 テニス

女子：陸上競技 水泳（競泳） ハンドボール バasketボール バレーボール  
バドミントン ソフトテニス 卓球 剣道 弓道 空手道 漕艇 テニス

同好会：応援、柔道 ボクシング

## 2 目 標

### (1) 指導・運営に係る体制の構築と合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

運動部活動の適切な指導・運営管理体制、より効果的な練習方法や活動内容を構築することにより、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、バランスのとれた生活を確保し、健康状態や生活・学習状況について留意することができるようにする。

### (2) 生徒の心身の健康管理、安全管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底

生徒が、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を養う基盤とするために、部活動の運営においては、運動部活動顧問は個々の生徒の個性を把握、理解し、生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行い、「生きる力」の育成に努める。

### (3) 部活動を支える環境の整備

学校全体で運動部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、生徒や保護者が活動に見通しをもつことができるようにする。

## 3 練習日、練習時間

### (1) 練習日

ア 1週間の練習日は5日以内とする。このうち毎週火曜日または金曜日を完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週または次週に振替休養日を設けることとする。

イ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

### (2) 練習時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 練習時間とは、ウォーミングアップからクーリングダウンまでの時間とし、移動、準備、後片付け等は含まないものとする。

ウ 休業日の練習試合や合宿、競技会への参加について、時間超過が常態化することがないように留意する。

エ 完全下校時刻を厳守する。

### (3) 完全下校時刻は、年間を通して午後7時とする。

※15分前には活動をやめ下校の準備をし、午後7時までには正門を出ること。

#### (4) 共通の休養日

ア 毎週火曜日または木曜日

イ 定期考査の1週間前から考査期間中(ただし最終日を除く)は練習を中止とする。

※ただし、高体連・高野連主催等の大会3週間前の場合は、1時間程度の練習を行うことができる。その場合、「特別練習許可願」を提出し、鬘長の許可を得る。

ウ その他 夏季学校閉庁日

#### (5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

活動場所・時間の確保、事故防止の観点から、次の運動部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

水球 野球 ハンドボール バasketボール バレーボール サッカー  
バドミントン ラグビー 漕艇

イ 練習時間

活動場所・時間の確保、事故防止の観点から、次の運動部については、休業日は4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

水球 野球 サッカー ラグビー 漕艇

#### 4 練習試合、合宿等

(1) 練習試合や合宿等の実施にあたっては、経費、宿泊場所、生徒の健康管理、交通、生活面等を考慮し、計画書を添え、1週間前までに「稟議書」を提出し鬘長の承認を得る。

(2) 合宿は同一年度内において2回までとし、2回の期間の合計が8泊10日以内とする。県外で練習試合、合宿等を行う部は、1週間前までに鬘長の許可を得て、教育委員会宛に「県外における練習試合(合宿等)実施届」を提出しなければならない。

#### 5 運動競技会への参加

(1) 運動競技会への参加は、高体連・高野連の主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に鬘長の承認を得ることとする。なお、いずれの場合も1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「稟議書」を鬘長に提出し承認を得る。

(2) 県外の運動競技会に参加する場合は、1週間前までに鬘長の許可を得て、教育委員会宛に「県外における運動競技会参加届(※大会参加)」を提出しなければならない。

#### 6 指導上の留意点

(1) 運動部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、日々の活動状況等を把握するとともに鬘長に提出する。鬘長は、活動計画及び活動実績等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 運動部活動顧問は、部活動の指導にあたり、技術的な指導に係る内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、マネジメント等、様々な面において留意する。

(3) 体罰は、学校教育法でも禁じられており、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されないものであり、すべての運動部活動において体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(4) 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事等と同様に生徒の安全に配慮し、万一の事故発生時には、本鬘で作成した学校管理下における「学校危機管理マニュアル」を参照し、適切に対応する。

## 7 その他

### (1) 運動部活動顧問会議・キャプテン研修等

ア 定期的に顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的にキャプテン研修等を行い、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

### (2) 部活動委員会の設置及び活性化

教職員、同心会等で構成した部活動委員会を設置し、適正な運動部活動の推進に向けての共通理解を図り、活性化を図る。

### (3) 部費の徴収と取扱いについて

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 会計担当は、原則として保護者代表とし、顧問は部費の管理や運用を行わない。

ウ 目的や使途について、保護者への十分な周知、説明及び決算については報告を行う。

エ 原則として、口座振替で徴収する。

令和4年4月1日